



社援総発0228第1号
平成25年2月28日

岩手県、宮城県、福島県、
栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る建設された応急仮設住宅の他用途への活用について

建設された応急仮設住宅については、今後、入居者の恒久住宅への転居等により、地域によっては空き住戸が発生し、今後も増えることが見込まれます。

この応急仮設住宅の空き住戸については、県外など遠方に避難されている方が地元の応急仮設住宅に入居を希望する等、入居希望者が現れるまでの期間に限り、一時的に他の自治体からの応援職員、地元自治体等からの要請や委託を受けて活動しているボランティア等の宿泊利用を可能とするよう弾力的に運用（「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について（平成24年社援総発0123第1号）」）しています。

については、応急仮設住宅の当該弾力的運用を超えて他用途に活用する場合の取扱いを下記のとおり整理しましたので、御了知いただき、管内市町村に対しても、この旨周知いただきますよう願います。

なお、本通知発出に当たり、復興庁、国土交通省、その他関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 他用途への活用について

建設された応急仮設住宅の空き住戸の他用途への活用後に生じる各種売却収入、使用料収入等については、国庫への納付は不要である。

自治体が他用途に活用し又は民間事業者に譲渡等した後に生じる修繕費、解体撤去費、土地貸借料等の諸経費については、この使用料収入、売却収入等により対応願いたい。

2. その他

(1) 財産処分（※1）の手続き等について

処分制限期間（2年）経過後に応急仮設住宅を他用途に活用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分の手続きは不要である。

ただし、2年の経過前に応急仮設住宅を他用途に活用する場合は、財産処分の手続きが必要であり、この場合は、活用する用途によっては、国庫への納付（※2）が生じることがあるので予め当室あて協議願いたい。

なお、存続期間の延長については、建築部局と連携して実態に応じて個別に対応されたい。

※1 補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的と異なる目的で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取り壊すこと等

※2 国庫補助額、処分制限期間の残存年数等により算定される。

(2) これまでの弾力運用との関係

建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用については、これまで「建設された応急仮設住宅の空き住戸の活用について（平成24年社援総発0123第1号）」において弾力的な運用を行っているが、引き続き他の自治体からの応援職員の宿泊場所等に活用する場合は、県が、県外等に避難している被災者に対する意向調査等を踏まえ、今後、県外等からの入居希望者等を見込んでいる場合以外は、本通知によること。

(3) 応急仮設住宅の入居者への配慮

応急仮設住宅と他用途として活用する建物が同一団地内に併存することとなる場合については、既入居者に支障が生じないよう配慮すること。